

**日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団
の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（概要版）**

1 会社及び機構に引き継がせる業務の種類及び範囲

（1）機構

- ① 高速道路に係る道路資産の保有に関する業務
- ② 承継債務の返済に関する業務
- ③ 高速道路の道路管理者の権限の代行その他の業務
- ④ 鉄道施設の管理及びこれを鉄道事業者を利用させる業務

（2）高速道路株式会社

- ① 高速道路の新設又は改築に関する業務
- ② 高速道路の維持、修繕等に関する業務
- ③ 高速道路の休憩所及び給油所の建設及び管理に関する業務
- ④ 国又は地方公共団体の委託に基づく業務
- ⑤ 自動車駐車場の管理に関する業務
- ⑥ トラックターミナル、貨物保管施設その他の施設の管理

2 会社及び機構に承継させる資産、債務その他の権利及び義務

I 資産

（1）機構

- ① 機構の成立の際現に公団が保有する高速道路に係る固定資産（（2）①及び②に定める資産に該当するものを除く。）
- ② 機構の成立の際現に本州四国連絡橋公団が保有する本州と四国を連絡する鉄道施設に係る固定資産（（2）①に定める資産に該当するものを除く。）

（2）会社

- ① 道路会社法第5条第1項の事業を適切かつ円滑に運営する上で必要な料金の徴収施設、車両、宿舍、休憩所、仕掛道路資産、その他の固定資産
- ② 関連会社への出資株式

II 債務

（1）機構

- ① 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成17年政令第203号）第1条各号に掲げる債務
- ② ①に掲げるもののほか、会社へ承継させる債務以外の債務

（2）会社

会社へ承継させる債務は、会社の債務返済能力、経営の安定性、収益力を勘案して会社へ承継させることが適当と認められる額のもの

III その他の権利及び義務

契約に係る権利及び義務その他の権利及び義務については、会社及び機構の公団からの業務の引継ぎ並びに資産及び債務の承継に伴い承継することが適当と認められるものを会社又は機構へ承継させる。

3 その他会社及び機構への業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

（1）職員等の雇用の安定及び確保

（2）利用者の安全及び利便の確保

（3）訴訟参加等

（4）平成17年度における政府の債務保証契約に係る限度額等